

# 組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University  
金沢大学教職員組合執行委員会  
金沢市角間町  
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105  
E-mail kanazawa@ku-union.org  
ホームページ http://www.ku-union.org/

2020年10月13日

通巻 1277 号

## この号の内容

- 年俸制と人勸の関係
- 教員の降任制度 経過措置廃止

## 「年俸制には人勸が反映されるのか」という疑問

昨年春の時点では、「既に働いている月給制教員を、一括して、直ぐにでも、年俸制に移行させる」という話がありましたが、昨年4月以降の新任教員に適用してからは、表だった動きはみられません。しかし、年俸制の給与改定時期が1月1日であることから、秋口に再提案があるのではないかと組合では警戒しています。

これまで組合では、学習会を開催したり、疑問や不安を大学に質してきましたが、組合に対して、また個々の教員に対して、大学の説明は不十分です。

組合からは以下のことを求めています。

- (1) 年俸制を提案する場合は、各部局で説明会を開催して丁寧に説明すること。
- (2) 年俸制の適用を強制しないこと
- (3) 各教員について、基本給、業績給、諸手当等の具体的な計算・換算方法について明らかにしたうえで、2号年俸制に移行した場合の給与額を示すこと。

ところで、毎年的人事院勧告（例年8月、今年10月7日）について、「年俸は人勸を反映するのか？」「反映するのならどのタイミングで？」という疑問はありませんか。これまで、年俸は人勸を反映してきましたが、そのタイミングについては、きちんとした説明がなく、根拠がよくわからないのです。

教員の年俸制（旧）は平成27年1月から始まりましたが（特定の職員に限定して職員年俸制は平成30年1月から、教員の2号年俸制は平成31年4月から実施）、




最初の人勸への対応は【翌年】、次の人勸からは【翌々年から】と変更されて、現在に至っています。過去の人勸が本学の給与に反映されたタイミングは以下の表のとおりで、この間の勧告は全て増額改

**今年の人勸の詳細は別号で報告します**

**ボーナス：▲0.05月（勤末手当分）、基本給：保留**


人事院勧告	月給制への適用	年俸制への適用	月給制からの遅れ
平成27年8月	平成27年4月	平成28年1月	9カ月
平成28年8月	平成28年4月	平成30年1月	1年9カ月
平成29年8月	平成29年4月	平成31年1月	1年9カ月
平成30年8月	平成30年4月	令和2年1月	1年9カ月
令和元年8月	平成31年4月 (令和元年)	令和3年1月 (予定)	1年9カ月
令和2年10月	???	???	???

年俸制が作られたときの説明によると、

 「月給制教員の給与改定があった場合には、年俸制においても本給表の水準や業績給部分の積算方法を改定。ただし、実際の年俸額への反映は、次の年俸改定時に実施（期間中の改定は行わない）」と記載されています。確かに、月給制に比べて遅れることは最初からアナウンスされていたことではありました。

しかし実は、平成27年度人勸を月給制に反映させるのが決まった（＝同時に年俸制への反映も決まった）のが、年を越えた平成28年3月でした。月給制については、平成27年4月に遡った増額分を、一時金として3月に支払うことになりました。年度末に一括支給する方法がとられるのは平成26年人勸からですが（それ以前は、年を越えることをありませんでした）、その理由を大学は、第二次補正予算を組んで、財源が確保されたことを確認するため、と説明しています。

一方、年俸制については、平成28年1月に既に新しい年俸が決まっているので、当初の説明通りに実施するのであれば、さらに、1年遅れになりえます。

 しかし人勸準拠で1年ごとに見直している月給制をベースにした《年俸制への反映》を1年9カ月も遅れて実施しては、年俸制の給与表の正当性・合理性に懸念が生じるはずで、また人勸が増額改定ということもあり、年俸制への配慮で、月給制から9カ月遅れに留め、平成28年1月から反映させたのだと推測します。その工夫が、年俸制の給与規定に記されています。「この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成28年1月1日から適用する」。


ところが、平成28年8月の人勸以降については、この措置がとられず、さらに1年遅れ（月給制から1年9カ月遅れ）に変更されました。しかも年俸制の給与規定を変更することはアナウンスされず、就業規則改正の際に必要な、過半数代表からの意見

聴取もされていません。

このことについて、今年3月25日に大学に説明を求めたところ、以下の回答がありました。これは大変問題のある回答であり見過ごせません。

年俸制適用教員の給与については、毎年1月1日に「年俸額支給調書」により1年間の年俸額をお知らせしており、昇格等がない限りは改定等を行っていません。従来から、人事院勧告を準拠し、年俸額に反映させるかどうかは、法人が財政状況等を考慮し決定することとなります。これまでは、結果として人事院勧告に準拠し改定を行ってきました。今後についても、法人が判断することになりますので、人事院勧告とは直接連動するものではありません。

一方で、昨年4月から適用されている2号年俸への人勸反映について12月12日付けで以下の回答を得ています。

 月給制の本給表等を基に制度設計しているので、本学が今後、人事院勧告を準拠する場合にはそれらを反映させる方向で考えています。

反映時期については、年俸制の制度上、旧年俸制に準じた時期となると考えています。

「年俸制の制度設計はそもそも月給制をベースにしている



ので、月給制の変更は年俸制に反映されるべきもの」という、これまで通りの内容です。

しかし3/25の回答は、この考え方を無視したものです。また後半の反映時期についての説明も、問題をはぐらかして誠実な回答とは言えません。

確かに、月給制、年俸制を問わず、国立大学法人の教職員の給与について人勸通り

にすることを義務づける法律はありません。その意味で、人勸準拠かどうかは法人が決める、という回答は法的に全くおかしいということではないかもしれませんが、しかし、月給制の給与決定の歴史、年俸制への制度設計の説明や給与決定の経過から考えると、今回の回答は明らかにこれまでのスタンスと違うものです。しかもなんの説明もなく、方針が変わっているのです。

人事院勧告は上がるときも下がるときもあります。もし、増額改定時は、財源確認のために決定が3月にずれ込むため年俸制への反映が月給制よりも1年9カ月遅れるというのであれば、減額改定では財源確保の必要が無いので速やかに減額を決定し、1年早く減額措置が出来ることとなります。直近で言えば、昨年8月の人勸（増額改定）を遅らせ、逆に今年の人勸（減額改定）を早く実施することだって可能になるのです。

月給制、年俸制にかかわらず給与はもっとも重要な労働条件です。にもかかわらず、大学は全く説明なしに、方法を変え、質問されると回答をはぐらかしています。



（是非は別としても）年俸制導入の理由として大学は「教員の意欲を向上させ、多様で優秀な人材の確保及び若手教員をはじめ業績をあげた教員に対し適切に処遇に反映できる」と説明していました。人勸を反映させるかどうかに限らず、制度の説明が不十分で恐らくほとんど人が理解できてない状況では、業績が適切に処遇に反映されているか知るよしもないし（つまり、大学がいうように、よい処遇の獲得を目指した努力などありえない）、制度が知らないうちに変わっているということであればなおさらです。

こんな大事なことを何の説明もなく変更してきた大学の姿勢には不信感を持たざるを得ません。ウチの年俸制は「なんちゃって年俸制だから、月給制と比べて全く不利益はありません」「年俸制を実施する場合は丁寧に説明します」と説明されてきたこととも疑わしく思われます。

組合としても引き続き注視していきますので、ご不明の点があれば、組合にご相談ください。



## 教員の《降任》規定の運用を始める提案あり

教員の降任制度とは、教員評価で連続4回以上E評価（1号年俸制はC評価）を受けた場合、降任させることが出来る制度です。この制度は規則には書かれていますが、「当分の間は施行しない」（附則）ことになっていました。

実際の降任に至るには、いくつものハードルがあり、簡単に恣意的にできる制度ではありませんが、やはり運用が始まるのは不安です。

教員の降任規定は、平成29年4月に教員評価を処遇に反映する制度の一部として入

りました。3年が経過しましたが、この間、評価方法や結果についてどのような議論がなされ経過措置廃止の提案に至ったのか、運用できるどのような条件が整ったのか等、説明がないことも不安の理由です。

悪意のある降任はないと信じたいところですが、「特定の誰かをターゲットにしているのではないか」という疑念も生じます。疑念を払拭し公明正大な制度にするために、大学には詳しい説明を求めます。



## お申し込み

学内便等にて組合事務所までお送りください。

又はメール  
kanazawa@ku-union.org

ご記入いただいた事項は「個人情報保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取り扱いをいたします。

## 連絡先

### 金沢大学教職員組合

金沢市角間町  
TEL076-262-6009 (FAX同じ)  
内線 (角間) 2105  
http://www.ku-union.org/

## 金沢大学教職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな  
氏名 (男女) 生年月日 年 月 日

所属部局 職種 職名

雇用形態  常勤職員  フルタイム非常勤職員  パートタイム非常勤職員  その他

電話番号 携帯電話)

E-mail (職場・個人用)

組合費  チェックオフ (賃金控除) 【通常はこちら】 8桁の職員番号

--	--	--	--	--	--	--	--

\*給与支払時に、大学が組合費を給与から控除し、一括して組合に渡す方法です。  
\*職員番号は、職員証、給与明細書に記載されています。

チェックオフ以外の方法を希望 ( )

住所

差し支え無ければ記入ください。職場に組合の発行物をお届けしにくい場合にはご自宅への送付も可能です。

まだ加入されていない方は、ぜひ組合に加入してください。  
組合を通して大学に意見を表明していきましょう。



### ろうきん自動車ローン

無担保

# くるま自慢

## キャンペーン

キャンペーン期間  
2020 2021  
9/1(火)・3/31(水)

### ろうきん自動車ローン

くるま自慢

5つのポイント

- 1 ご返済はゆとりの最長10年!
- 2 ご融資金額は最高700万円  
見積書・注文書の金額に付属品購入分として30万円まで加算可能!
- 3 配偶者やお子様など  
ご家族(2親等以内の親族)の車購入費用にもご利用可能!
- 4 他金融機関の自動車ローンの借換もご利用可能!
- 5 新車・中古車・バイクの購入、車検、カーポート、運転免許証取得などお車に関するあらゆる費用にご利用可能!



詳しくは最寄りの<ろうきん>までお問い合わせください

### ろうきん

無担保

# 教育ローン

## キャンペーン

キャンペーン期間  
2020 2021  
9/1(火)・3/31(水)

### 学費に

幼稚園から大学院・専門学校・予備校  
 受講料  入学金  授業料

### 塾・講座・通信教育に

入学費  受講料  
 スキルアップの資金(通信教育納付金)

### 教育関連資金に

教科書や制服などの学用品  
 仕送り  下宿の家賃  留学資金

### その他

他金融機関からの教育ローンの借換え  
 奨学金の借換え  
※奨学金の借換えには「奨学金借換専用プラン」がございます。



詳しくは最寄りの<ろうきん>までお問い合わせください

詳しくはこちら